

平成 24 年 11 月 15 日

柏市長 秋山 浩保 様

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直樹

ご要望に対する回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故(以下「弊社事故」といいます。)により、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

また、貴市におかれましては、飛散した放射性物質の影響により、日々大変なご苦勞をおかけしておりますことを重ねて心より深くお詫び申し上げます。

さて、平成 24 年 10 月 17 日にいただきました「放射能対策に要した費用に関する補償体制の早期整備等」のご要望について、下記のとおりご回答申し上げます。

記

1. 本市並びに市民・事業者等が要した放射能対策費用等の早期補償について

弊社事故により地方公共団体さまに生じた損害につきましては、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が決定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」および「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補(政府による避難区域等の見直し等に係る損害について)」を踏まえ、当社といたしましては、下水道事業、水道事業および一般廃棄物処理事業、し尿処理事業に関する損害に対する賠償金のご請求をお受けし、貴市も含め順次お支払いを進めております。

なお、上記以外の項目につきましては、今年中を目途に今後のスケジュールなどをお示ししたいと考えておりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2. 汚染土壌等の処分場所の確保等について

除染で発生した廃棄物や土壌の引き取り(仮置場の提供)につきましては、同様のお申し出を多数いただいております、個別のご要請にお応えすることは極めて困難な状況であることを何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

弊社といたしましては、特措法に則り進められる廃棄物処理等に関する諸策に、技術的な知見や情報の提供等をして参りたいと考えております。

3. 汚染原因者としての市民・事業者等に対する謝罪と説明について

弊社事故による放射性物質の飛散などの影響により、柏市さま、ならびに市民の皆さまには風評被害をはじめ、ごみ焼却による放射線量の高い焼却灰の置場や除染対策など多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

現在、弊社ではカスタマーセンターに加え、今回の事故に対する賠償の請求を含めた様々なご質問やご意見などを承るコールセンターを年中無休で開設しております。

また、貴市内にお住まいの方々などにもご要望に応じて訪問させていただき、賠償が円滑に進むよう対応させていただいております。

一例を挙げますと、貴市内の農業従事者の方々へ3回に渡り「風評被害による賠償請求説明会」を開催させていただき、直接お話しをお伺いしております。その後、個別のご質問などにも訪問などさせていただきながら賠償を進めている状況でございます。

今後につきましても、今まで以上に皆さまが直面する困難な状況を十分に認識し、事故の当事者として真摯にお話しを承りながら取り組んでまいる所存でございます。

以上